

(仮称)柏市子ども家庭総合支援センター（児童相談所）基本計画〈概要版〉

令和 3 年 6 月

1. 基本計画の策定

児童虐待の相談対応件数は全国的に増加を続け、痛ましい事案も後を絶ちません。市では市民に最も身近な基礎自治体として、妊娠・出産期から、様々な支援に取り組んでおり、児童相談所の設置によって、子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策等を展開することができます。

柏市は、児童相談所の機能を含めた「(仮称)柏市子ども家庭総合支援センター」(以下、「子ども家庭総合支援センター」)の開設を目指すこととし、その基本的な方針等を示す基本計画を策定しました。

2. 現状と課題

児童虐待の相談対応件数は、全国同様、千葉県と柏市においても増加の一途をたどっています。千葉県の件数は全国で4番目に多く、柏児童相談所では約140万人の管轄人口を抱え、一時保護所の定員超過が常態化しています。また、千葉県では保護者の代わりに児童を養育する児童養護施設等が不足しており、その受け皿確保も大きな課題です。

【虐待相談対応件数】

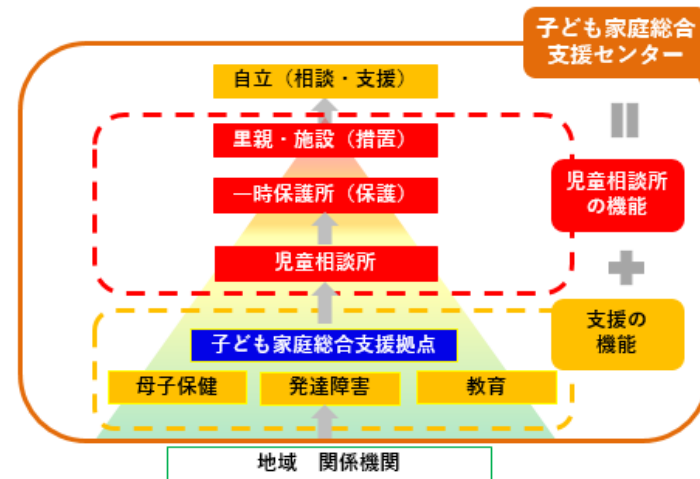
	平成 30 年度	令和元年度	増減率
全国	159,838 件	193,780 件	【増加】21.2%
千葉県	7,547 件	9,061 件	【増加】20.1%
柏市	711 件	863 件	【増加】21.4%

児童虐待の対応には、自治体間の連携のほか、福祉分野やその他関係機関との連携等が必要です。しかしながら、転居に伴う自治体間の連携や、児童相談所と市区町村との役割分担等にはいまだ課題があり、本市も例外ではありません。

3. 児童相談所設置の意義

市が児童相談所を設置することによって、全ての子どもに対する機動的な支援から、県の児童相談所が担っている迅速な一時保護・施設措置、その後の自立に至るまでの一貫した支援を市が一元的に担うことができます。

児童相談所が主体となり、関係部署間の迅速な調整や支援が届きにくい子どもへの早期支援を可能にし、一貫した支援を子どもの成長段階に応じ、切れ目なく継続的に提供することができます。



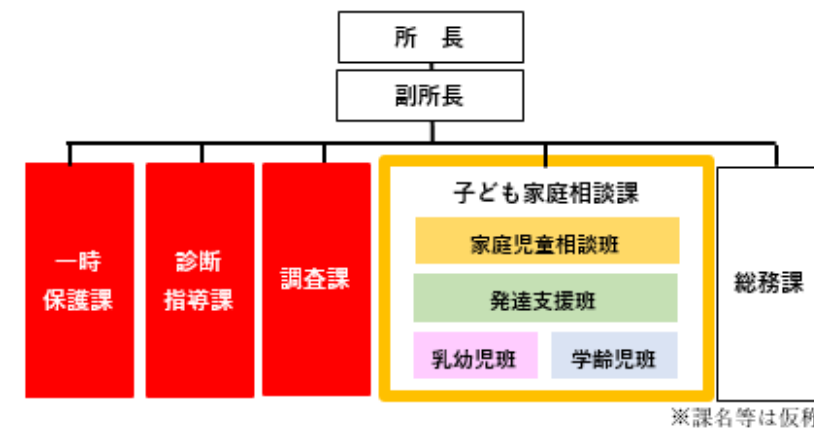
- 意義① 「より迅速・的確な対応」
- 意義② 「虐待予防の強化」
- 意義③ 「一貫性・継続性ある支援」

4. 市が目指す児童相談所

子ども家庭総合支援センターは、新たに担う児童相談所の機能と、これまで取り組んできた子育てや発達相談等の支援の機能を併せ持ち、「子どもへの総合的な支援の拠点」としての整備を目指します。

- ポイント① 「あらゆる相談に対応できる窓口」がある開かれた施設
- ポイント② 児童相談所機能と母子保健、教育分野等との「支援体制の一体化」
- ポイント③ 教育、医療、福祉等の「関係機関との緊密な連携」
- ポイント④ 「一時保護所」における、子どもの最善の利益優先

【組織体制イメージ図】



- ・子ども家庭総合支援センター内の一元的な情報管理、アセスメント、意思決定によって迅速に対応
- ・子どもの成長や発達段階に合わせて、一貫性ある支援を継続

5. 開設候補地

柏市青少年センターの敷地内を候補地として検討します。

日常的な見守り等が課題となる高校生や児童福祉法の原則対象外となる18歳以降の若者に対しても、自立に向けた継続的な支援を提供できるよう、青少年健全育成事業や各関係団体等との連携によって、一貫した支援を継続的に提供できる体制の構築を目指します。



6. 開設に向けたスケジュール

子ども家庭総合支援センターは、主な課題である専門職の育成や確保、また県内外の児童相談所設置自治体との広域的な連携による措置先の確保等を踏まえ、令和8年度中の開設を目指します。

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
整備計画	基本設計 実施設計		工事		開所

※令和3年6月現在